

和光市地域防災計画総則編の改定について

和光市防災会議

〇はじめに

(1) 和光市地域防災計画について

災害対策基本法では、市町村に防災会議^{※1}を置き、防災会議は地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、地域の防災に関する重要事項を審議することとされています。(第16条)

また、防災会議は毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされています。(第42条)

和光市地域防災計画は、昭和48年3月に定められ、その後必要に応じて改定を重ねてまいりましたが、最終改定を行った平成31年3月以降の法令・制度の改変や時勢の変化等に対応するため、和光市防災会議において現行計画の見直しを実施し、今年度は「総則編」の改定を行うこととしました。

(2) 改定の経過等

計画の改定にあたり和光市防災会議を開催し、以下のとおり計画改定に関して、改定の方針と内容等について審議しました。

▼第1回会議：令和6年11月21日(木)

ア 計画の改定方針

令和6年度では、「総則編の全面改定」及び「計画に記載した情報の時点修正(アップデート)」を実施することを決定しました。

また、総則編以外の各編については、令和7年度に改定作業を実施するものとし、令和8年度に被害想定編を全面改定^{※2}することとしました。

※1 防災会議の設置

和光市防災会議は「和光市防災会議条例」に基づき設置・運営しています。

会長には市長を充て、委員は、指定地方行政機関、警察、消防、指定公共機関及び和光市の職員、消防団、自主防災組織を構成する者等の委員で構成しており、現在の委員数は会長を含む33人となっています。

※2 被害想定編の全面改定

現行計画における被害想定(Ⅱ和光市の概況及び被害想定編)は、平成26年に実施した地震被害想定調査によるものですが、中央防災会議の防災対策推進検討会議首都直下地震対策検討ワーキンググループが令和7年度に被害想定の見直しを行うことが見込まれるため、埼玉県計画変更等を踏まえて令和8年度に当市の被害想定を全面改定する予定としました。

イ 総則編の改定イメージ

全体的に記載事項等整理し、基本理念・防災目標・基本方針の関係性を明らかにした上で計画の目標を明確化することとしました。

ウ このほか、計画改定に関連する事項として、和光市防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決処理できる事項について軽易な事項、法令等による義務付けのある事項等、防災会議において議論する余地のない改定事項については会長が専決処分（防災会議に諮らずに決定する）ことができることとしました。

▼第2回会議：令和7年1月22日(水)

ア 第2回会議の開催前に、第1回会議で決定した改定方針に基づく総則編の改定素案を各委員に示し、その検討結果を踏まえて審議を行い、必要な修正を加えて改定案を決定しました。

イ このほか、「計画に記載した情報の時点修正（アップデート）」に関し、市の関係部署及び外部関係機関等への照会結果に基づき、修正すべき情報を性質別に分類し、計画全体で情報の時点修正を行うことを決定しました。時点修正は今年度末（令和7年3月31日）までに実施することとします。

※「情報の時点修正（アップデート）」については意見募集の対象外とします。

1 総則編全体の構成変更について

総則編は「地域防災計画の策定」と「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」の2章で構成されています。

今回の改定に当たり、総則編の構成を全面的に見直し、現時点において必要性の低い項目や現在記載する必要のない項目については削除して再構成しています。

(1) 第1章 地域防災計画の策定【改定案1～12p】

○第1章 地域防災計画の策定（目次構成）

改正案	現 行
第1節 地域防災計画目的等 第1 地域防災計画策定の目的 第2 地域防災計画の体系及び構成 第3 本計画と埼玉県地域防災計画との関係等	第1節 地域防災計画改定の経緯及び策定の目的等 第1 地域防災計画改定の経緯 第2 地域防災計画策定の目的 第3 地域防災計画の体系及び構成
第2節 地域防災計画と関連する主要な計画等 第1 和光市総合振興計画 第2 和光市国土強靱化地域計画 第3 地域防災計画と総合振興計画及び国土強靱化地域計画との関係 第4 関係機関等の計画 第5 埼玉県南西部消防局消防計画	第2節 地域防災計画策定の基本方針及び防災目標 第1 基本方針 第2 防災目標
第3節 地域防災計画の基本理念、防災目標及び基本方針 第1 基本理念 第2 防災目標 第3 基本方針	第3節 地域防災計画と関連する主要な計画等 第1 指定行政機関等の防災業務計画 第2 埼玉県南西部消防本部消防計画 第3 第四次和光市総合振興計画
第4節 防災に関する計画の改定（修正） 第1 地域防災計画の改定（修正） 第2 災害対応活動マニュアル等の作成と修正及び各種計画等の策定	第4節 防災に関する計画の改定（修正） 第1 地域防災計画の改定（修正） 第2 災害対応活動マニュアル等の作成と修正及び各種計画等の策定

ア 「計画改定の経緯」を記載しないことについて

現行の第1節には、当時の「計画改定の経緯」として、最終改定が行われた当時の改定に至った経緯及び改定の基本方針が記載されていますが、現在必要のない記述であるため、改定案では削除しています。

なお、「計画を改定すること」については、今回の改定案から記載しないこととしました。地域防災計画は、計画期間を定めて定期的に見直し・改定・更新を加える他の行政計画とは異なり、災害対策基本法第42条により「毎年検討を加え、必要に応じて見直す」こととされているため、本来見直しの都度計画に経緯等を記載することはないこと、また、近年改定を行っている近隣自治体も計画本体には経緯等を記載していないことから、当市においても掲載しないものとします。

イ 「基本理念等」と「他計画との関連等」の記載順を変更したことについて

現行計画では本計画の基本方針を示した上で、本計画と他計画との関係を記載しているが、本計画が内容を踏まえるべき他の計画との関係性を整理した上で、本計画の基本理念等を示す流れに改めました。

それぞれの記載内容については後述します。

(2) 第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱【改定案 13～21p】

○第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱（目次構成）

改正案	現 行
第1節 和光市	第1節 埼玉県
第1 防災に関する業務	第1 防災に関する業務
第2 和光市防災会議	第2 防災会議及び災害対策本部
第2節 消防	第3 他都県との相互応援
第3節 県の機関	第4 埼玉県地域機関
第4節 警察の機関	第2節 陸上自衛隊及び指定地方行政機関等
第5節 自衛隊	第1 陸上自衛隊第32普通科連隊
第6節 指定地方行政機関等	第2 指定地方行政機関
第1 指定地方行政機関	第3 指定公共機関
第2 指定公共機関	第4 指定地方公共機関
第3 指定地方公共機関	第5 公共団体等
第7節 公共的団体・協力機関	第3節 和光市
第8節 市民等	第1 防災に関する業務
第1 市民	第2 防災会議
第2 自主防災組織	第3 埼玉県南西部消防本部
第3 事業所	第4 和光市民の役割
	第5 事業所の役割

ア 掲載順序の変更について

第2章については、他の自治体と記載内容が同一であることから、近年改定を実施した自治体の例を参考に再構成しました。

イ 記載事項の修正について

アと同様に近年改定を実施した自治体の例を参考に再構成しました。

主な修正事項は次のとおりです。

- ① 計画の策定主体となる市及び防災会議の役割と業務を最初に掲げた。
- ② 県の機関に関する記載を近隣市の事例を参考に整理した。
- ③ 現行計画に記載のなかった「警察の機関」を追加した。
- ④ 指定地方行政機関等の役割等の説明を追加した。

2 第1章の修正事項等

(1) 第1節 地域防災計画の策定

ア 「第2 地域防災計画の体系及び構成の図（体系図）の更新【改定案1p】

災害対策基本法の規定による国、県及び市町村の役割等を整理・明示した図として更新しました。

イ 「第4 本計画と埼玉県防災計画との関係等」の追加【改定案3p】

災害対策基本法の規定による本計画と埼玉県地域防災計画（以下「県計画」）との関係を整理して記載し、県計画の改定が行われ、改定内容が本計画に反映されるまでの間に本市において対応が必要となる事項がある場合には、県計画の記載事項に準拠することを新たに記載しました。

参考として、近年の県計画の改定内容を示しました。【改定案4p】

(2) 第2節 地域防災計画と関連する主要な計画

ア 「第1 和光市総合振興計画」の更新【改定案5p】

現在の和光市総合振興計画は第五次計画（令和7年度に中間見直しを予定）ですが、現行計画に記載されている事項は第四次計画のものであるため更新します。

なお、更新に当たっては、防災に関する事項のみを抜粋し、防災に関する取組内容を表で示しました。

イ 「第2 和光市国土強靱化地域計画」の追加【改定案5～6p】

和光市国土強靱化地域計画は令和4年度に策定されたもので、現行計画には記載がないため追加しました。

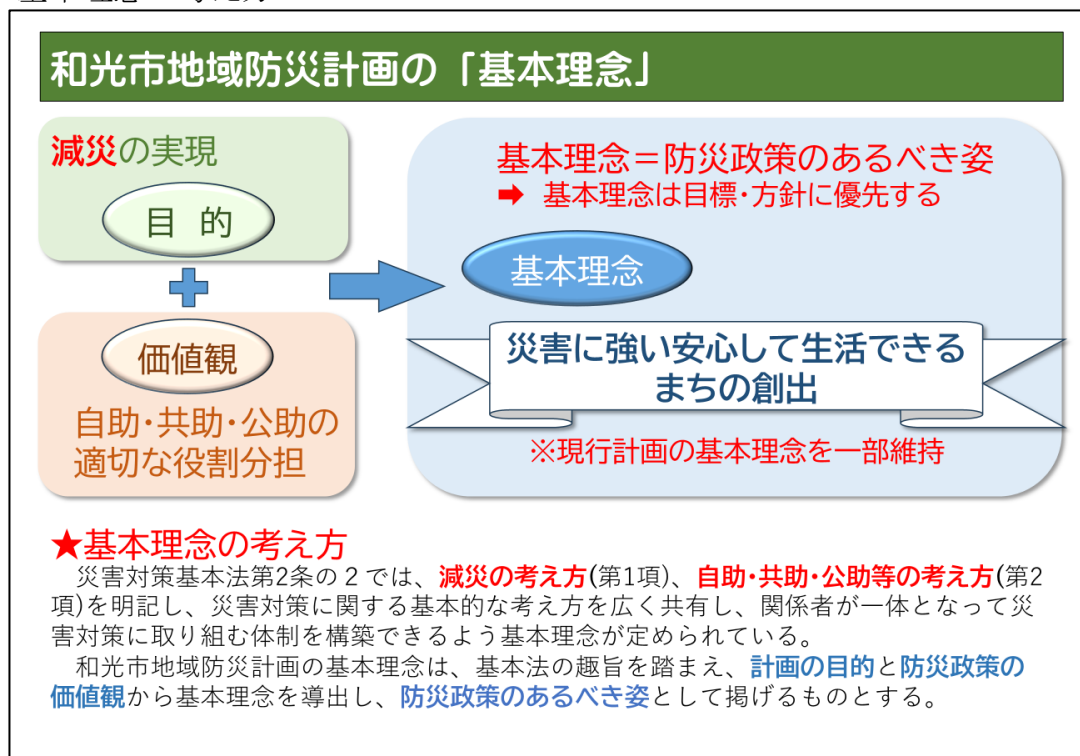
ウ 「第3 地域防災計画と総合振興計画及び国土強靱化地域計画との関係」の追加【改定案6～7p】

当市の国土強靱化計画は総合振興計画と並列に位置付けられているため、地域防災計画には2つの上位計画が存在することになります。そのため、計画間の関係性を整理して示すため、記載及び図（2点）を追加しました。

(3) 第3節 地域防災計画の基本理念、防災目標及び基本方針

現行計画の第2節では「基本方針」と「防災目標」が掲げられていましたが、これらの記載は「行政の活動目的」としては具体性に欠けるため、「基本理念」、「防災目標」及び「基本方針」として再構成し、それぞれが具体的にイメージできるように記載しました。【改定案 9～11 p】

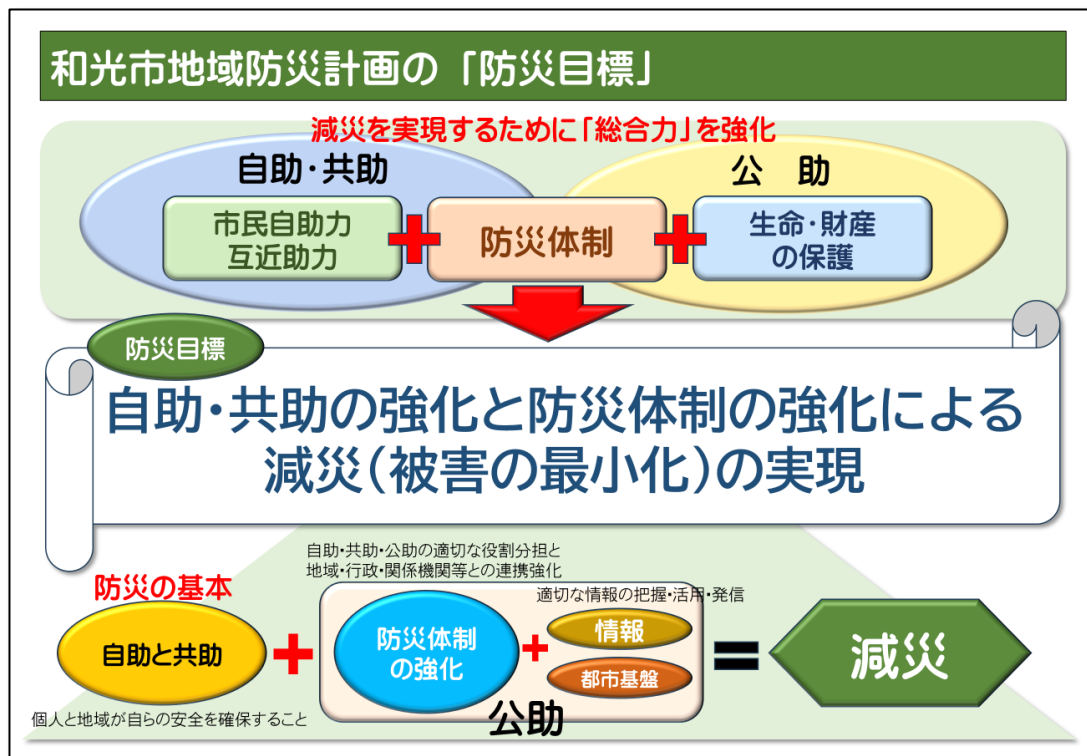
ア 基本理念の考え方



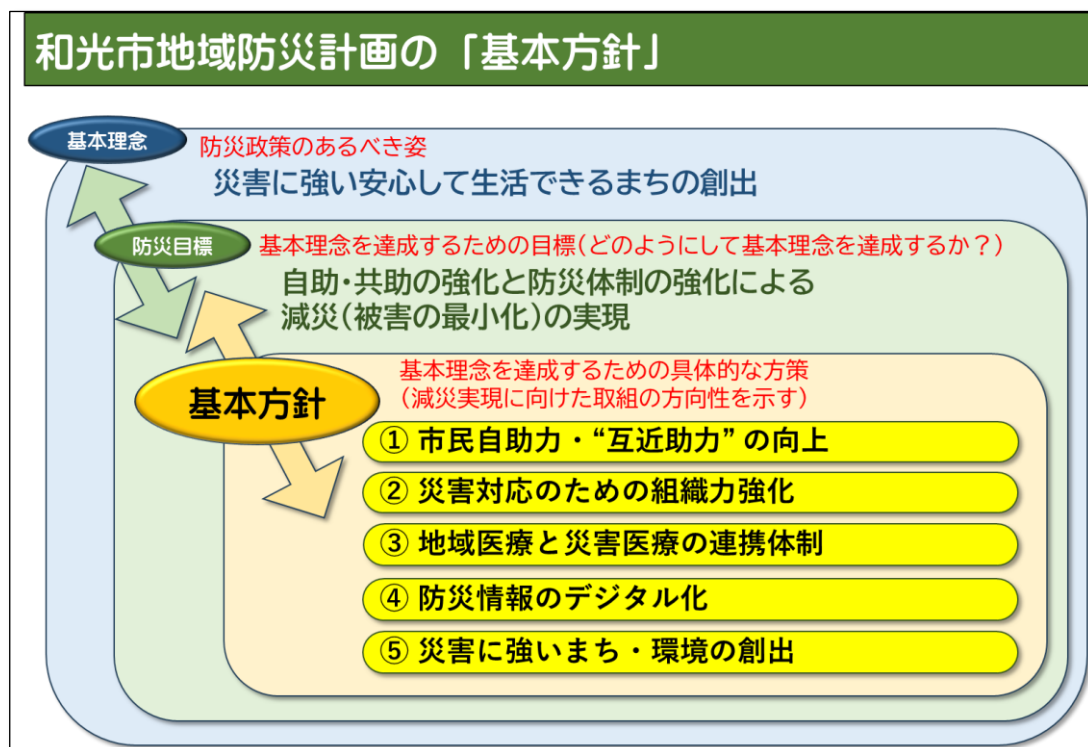
《参考》災害対策基本法第2条の2（基本理念）

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、**災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復**を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び**相互の連携協力を確保**するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織、その他の地域における**多様な主体が自発的に行う防災活動を促進**すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

イ 防災目標の考え方



ウ 基本方針の考え方



(4) 第4節 防災に関する計画の改定（修正）

現行計画の第4節でも計画の改定（修正）に関する記載がありますが、災害対策基本法第42条の規定と必要に応じたマニュアルの修正について触れるのみとなっています。

前記1(1)アでも示しましたが、本計画は「毎年検討を加え、必要に応じて見直す」ことが法定されていますが、基本方針等については施策を実施する上での根拠となるものですので、頻繁に見直し・修正を行うことは現実的ではなく、基本方針等に基づき実施した取組については効果を検証する必要もあることから、基本方針等は一定期間修正せずに掲げる（取り組む）必要があります。ただし、その期間は施策や計画の性質等に応じて3年から5年を目安とし、取組の効果検証等を行いながら適切に計画の見直し・改定を行うものとします【改定案12p】